

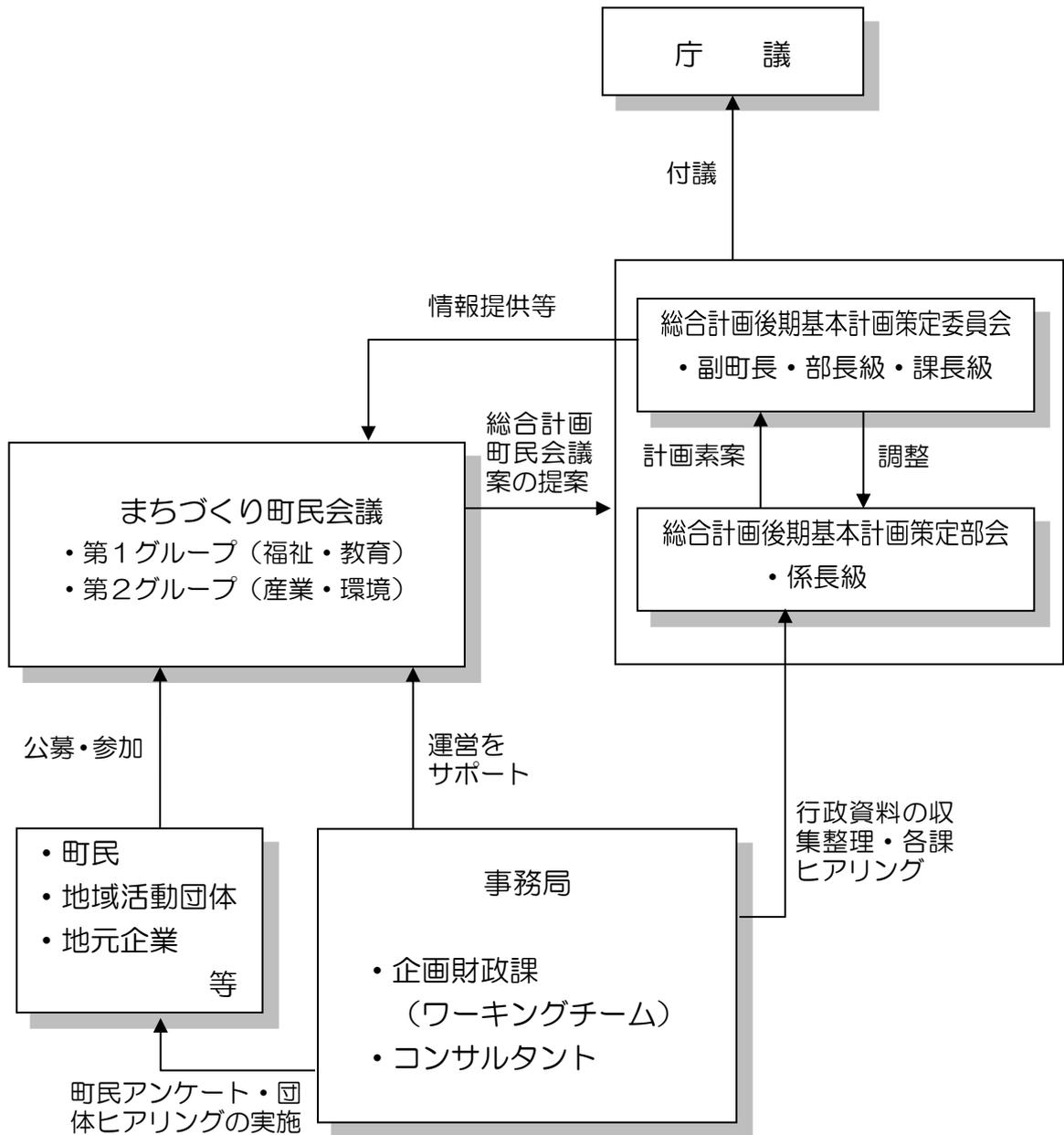
## 参 考 資 料

1. 策定の経緯 . . . . . 109
2. 策定の体制 . . . . . 110
3. 嘉手納町総合計画策定  
に関する規則 . . . . . 114
4. 嘉手納町まちづくり町民会議  
設置規則 . . . . . 118
5. まちづくり町民会議  
について . . . . . 120
6. 用語解説 . . . . . 121

# 1. 策定の経緯

年 月 日	内 容 等
平成 25 年 7 月 22 日	第 1 回策定委員会 ・進め方、作業内容等について
平成 25 年 7 月 29 日	第 1 回策定部会 ・進め方、作業内容等について ・前期基本計画点検シートの配布について
平成 25 年 8 月	町民アンケート実施 ・配布数：1,500 件 ・有効回収数：628 件（有効回収率 41.9%）
平成 25 年 10 月 8～ 17 日（4 日）	各課ヒアリング実施
平成 25 年 12 月 19 日	第 1 回 まちづくり町民会議 ・オリエンテーション ・嘉手納町の特長・課題出し
平成 26 年 1 月 14 日	関係団体ヒアリング（社会福祉協議会、全自治会）
平成 26 年 1 月 22 日	第 2 回 まちづくり町民会議 ・グループのテーマに即した検討 ・特長・課題の追加
平成 26 年 2 月 4 日	第 3 回 まちづくり町民会議 ・グループのテーマに即した検討 ・対応策の検討
平成 26 年 2 月 22 日	まちづくり町民会議メンバーによる現地視察
平成 26 年 3 月 5 日	第 4 回 まちづくり町民会議 ・グループのテーマに即した施策内容の確認・検討（その 1） ※各種基礎調査結果及び三回目までの町民会議内容を受けて、事務局側で作成した文案たたき台の確認・検討
平成 26 年 3 月 20 日	第 5 回 まちづくり町民会議 ・グループのテーマに即した施策内容の確認・検討（その 2）
平成 26 年 4 月 16 日	第 2 回策定部会 ・基礎調査結果等の概要報告 ・町民会議意見の施策等への反映の考え方についての確認 ・後期基本計画（案）の検討
平成 26 年 4 月 30 日	第 3 回策定部会 ・後期基本計画（案）に対する修正内容の確認
平成 26 年 5 月 22 日	第 2 回策定委員会 ・基礎調査結果等の概要報告 ・後期基本計画（案）の検討
平成 26 年 7 月 22 日	庁議 ・後期基本計画決定

## 2. 策定の体制



■嘉手納町まちづくり町民会議 名簿

	構 成 員 氏 名	備 考
1	上地 昭広	福祉・教育グループ
2	菊池 一美	福祉・教育グループ
3	金城 睦治	福祉・教育グループ
4	高木 義一	福祉・教育グループ ○副リーダー
5	玉利 鎌章	福祉・教育グループ ◎リーダー
6	津波古 あさか	福祉・教育グループ
7	中村 任子	福祉・教育グループ
8	新垣 好二	産業・環境グループ
9	池間 誠	産業・環境グループ
10	儀間 昭夫	産業・環境グループ
11	シアーズ 愛	産業・環境グループ
12	玉城 信浩	産業・環境グループ
13	仲本 勝之	産業・環境グループ ◎リーダー
14	花城 政子	産業・環境グループ
15	福地 亮太	産業・環境グループ ○副リーダー

■嘉手納町総合計画後期基本計画策定委員会 名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	神山 吉朗	副町長	◎委員長
2	古謝 徳淳	建設部長	○副委員長
3	比嘉 秀勝	教育長	
4	亀島 悟	会計管理者	
5	前川 広充	議会事務局	
6	比嘉 孝史	総務課長	
7	我謝 治彦	基地渉外課長	
8	前原 信博	税務課長	
9	稲嶺 強志	町民保険課長	
10	金城 睦和	福祉課長	
11	上原 学	子ども家庭課長	
12	又吉 政勝	都市建設課長	
13	宇榮原 孝	産業環境課長	
14	金城 博吉	上下水道課長	
15	金城 悟	教育総務課長	
16	與那覇 直樹	教育指導課長	
17	天久 昇	社会教育課長	
18	石川 護	社会教育課主幹	

■嘉手納町総合計画後期基本計画策定部会 名簿

	氏名	所属		氏名	所属
1	嵩本 さゆり	議会事務局	23	上原 竹美	子ども家庭課 (第3保育所)
2	知花 一子	総務課	24	兼村 憲隆	都市建設課
3	奥間 朝善	総務課	25	玉城 公丈	都市建設課
4	津覇 貴之	総務課	26	山城 哲朗	都市建設課
5	小橋川 信一	総務課	27	奥間 篤樹	産業環境課
6	幸地 淳次	企画財政課	28	前原 信昭	産業環境課
7	喜友名 朝順	企画財政課	29	川原田 俊美	産業環境課
8	當山 哲也	基地渉外課	30	松島 良道	上下水道課
9	與那覇 洋子	税務課	31	奥間 アーロン	上下水道課
10	奥間 勝美	税務課	32	玉城 勇治	上下水道課
11	伊波 和美	税務課	33	具志堅 穂津美	教育総務課
12	宮城 香由里	町民保険課	34	上地 康夫	教育総務課
13	新垣 美佐	町民保険課	35	山田 綾子	学校給食共同調理場
14	岡本 真澄	町民保険課	36	岸本 達也	教育指導課
15	町田 優	町民保険課	37	稲嶺 盛幸	教育指導課
16	名嘉 義広	福祉課	38	松田 和美	屋良幼稚園
17	野村 順子	福祉課	39	渡嘉敷 浩美	嘉手納幼稚園
18	伊禮 満	福祉課	40	新垣 かおる	社会教育課
19	知念 さおり	子ども家庭課	41	宮平 永彰	社会教育課
20	仲村 聡子	子ども家庭課	42	名城 久勝	中央公民館
21	眞壁 節子	子ども家庭課	43	下地 晋子	嘉手納外語塾
22	伊禮 美代子	子ども家庭課 (第2保育所)			

### 3. 嘉手納町総合計画策定に関する規則

○嘉手納町総合計画策定に関する規則

昭和 53 年 3 月 15 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉手納町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本町将来の健全な発展を促進するために策定する町政の総合計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本町の将来の都市像を描き、都市づくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に沿って具体的な都市発展、町民生活向上のための方策、手段の大綱を表した計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定められた町の施策の大綱を、町の行財政の中においてどのように実施していくかを明らかにするための計画をいう。

(計画策定の原則)

第 3 条 総合計画は、本町の発展に資するため行政各部門相互の有機的関連を図るとともに関係諸団体と連絡協調を保ちつつ長期的かつ広域的視野に立った全体として秩序と調和のとれたものとし、計画的に策定しなければならない。

(基本構想の期間等)

第 4 条 基本構想の期間は、10 年とし、原則として 10 年を経過するごとに検討を加え、更に 10 年の計画として策定する。

(基本計画の期間等)

第 5 条 基本計画の期間は、10 年とし、原則として 5 年を経過するごとに検討を加え、更に 5 年の計画として社会経済情勢の推移に適合するように策定するものとする。

2 基本計画は、前項の場合のほか特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(実施計画の期間等)

第 6 条 実施計画の期間は、3 年とし、単年度ごとに区分し 1 年度を経過するごとに検討を加え、更に 3 年間の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができ

ない。

- (1) 前項の規定により変更するとき。
- (2) 基本計画が変更されたとき。
- (3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他、町長が必要と認めたとき。

(総合計画策定委員会)

第7条 総合計画を策定するため、嘉手納町総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

- 2 策定委員会は、副町長、各部の部長(部長に相当する職を含む。)及び各課(課に相当する組織を含む。以下同じ。)の課長(課長に相当する職を含む。以下同じ。)にあるもので組織し、委員長に副町長をもって充て、副委員長は、当該策定委員会に属する者のうちから委員長が指名する。

(平11規則13・平15規則8・平19規則18・平23規則4・平25規則24・一部改正)

(策定委員会職務等)

第8条 策定委員会は、総合計画に関する事項を調査審議し、決定する。

- 2 委員長は、策定委員会で調査審議し決定した事項について町長に報告しなければならない。

(平19規則18・一部改正)

(策定委員会の会議)

第9条 策定委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、関係職員を会議に参加させ発言させることができる。

(平19規則18・一部改正)

(総合計画策定員)

第10条 総合計画策定に関する事務を担当させるため、各課に総合計画策定員(以下「策定員」という。)を置く。

- 2 策定員は、各課の係長(係長に相当する職を含む。)をもって充てる。

(平19規則18・全改)

(策定員の職務等)

第11条 策定員は、当該課長の指揮を受けて総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び具体的計画の立案並びにこれらに関連する連絡調整に係る事務を処理する。

- 2 策定員は、必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(平19規則18・一部改正)

(基本構想、基本計画及び実施計画案の作成)

第12条 基本構想及び基本計画は、町長が定める方針に従い、策定委員会が長期的かつ総

合的に描く都市像案及びその所管に属する事務事業に関して立案した部門別計画案に基づき委員長が総合調整して原案を作成する。

- 2 実施計画は、基本計画に従いこれを実現するように各課の課長が作成した計画案に基づき企画財政課長が総合調整して原案を作成する。

(平 11 規則 13・平 19 規則 18・一部改正)

(総合計画の策定)

第 13 条 総合計画は、策定委員会で策定した原案に基づき町長が決定する。ただし、基本構想については、あらかじめ嘉手納町総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

(平 19 規則 18・一部改正)

(総合計画策定部会)

第 14 条 策定委員会は、総合計画に関する基本的事項について調査審議するため、嘉手納町総合計画策定部会(以下「策定部会」という。)を置くことができる。

- 2 策定部会は、策定員その他の職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 策定部会に部会長及び副部会長を置き、当該策定部会に属する者のうちから委員長が指名する。
- 4 策定部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。

(平 19 規則 18・全改)

(策定委員及び策定員の任期)

第 15 条 策定委員及び策定員の任期は、総合計画原案の作成が完了するまでとする。

- 2 策定委員及び策定員が異動した場合は、その後任の選任は、委員長と副委員長との協議で決め、その任期は、前任者の残任期間とする。

(平 11 規則 13・平 19 規則 18・平 23 規則 4・平 25 規則 24・一部改正)

(策定委員会及び策定部会の庶務)

第 16 条 策定委員会及び策定部会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(平 19 規則 18・追加)

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平 19 規則 18・旧第 16 条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年規則第 2—1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 63 年規則第 4 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年規則第 13 号)

この規則は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 8 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年規則第 4 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 4. 嘉手納町まちづくり町民会議設置規則

○嘉手納町まちづくり町民会議設置規則

平成 25 年 11 月 18 日

規則第 42 号

(設置)

第 1 条 嘉手納町の総合的なまちづくりの基本方針を示す嘉手納町総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するにあたり、町民と協働して推進することを目的として、嘉手納町まちづくり町民会議(以下「町民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 町民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に必要な事項を検討すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 町民会議は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、公募等により町長が選考した、構成員 15 名以内で組織する。

- (1) 町内に在住又は在勤する者であること。
- (2) 20 歳以上であること。
- (3) 嘉手納町のまちづくりに関心があること。
- (4) 町民会議に継続して出席できること。
- (5) 町民会議の趣旨を理解して協力できること。

(会長及び副会長)

第 4 条 町民会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、町民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 町民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 会長は、第 2 条各号に掲げる事項について、調査、研究等をさせるため、部会を置くことができる。

2 構成員は、いずれかの部会に属するものとする。

(準用規定)

第7条 第4条及び第5条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「町民会議」とあるのは「部会」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(任期)

第8条 構成員の任期は、総合計画原案の作成が完了するまでとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 町民会議に関する庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 5. まちづくり町民会議について

### ●まちづくり町民会議の設置目的

後期基本計画の策定にあたっては、平成21年3月に策定した『第4次嘉手納町総合計画基本構想及び基本計画』と同様、住民と協働で計画案づくりを行っていくために「まちづくり町民会議」を設置した。

町民との対話の場は、ともすると住民から行政への陳情・要請の場となりがちであるが、生活課題の共通認識、計画案の検討等を行っていくとともに、計画策定過程を通し、今後のまちづくり活動の実践に繋げていくことを企図している。

### ●まちづくり町民会議のねらい・役割

町民会議は、以下の様な取り組みを通して、総合計画後期基本計画素案の作成を行うことをねらいとしている。

#### ①総合計画の理解

- ・まちづくりの羅針盤である総合計画とはどういったものなのか
- ・第4次嘉手納町総合計画ではどのような位置づけがされ、この間どういったまちづくりが進められてきたのか等の学習

#### ②生活課題の抽出

- ・教育や福祉、産業、基盤整備といったテーマについて、嘉手納町ではどういった生活課題があるのかを話し合う。

#### ③まちづくり施策の見直し

- ・課題の解決に向けてどういった施策に力を入れていくべきか等を話し合い、後期基本計画案の作成を行う。
- ・後期基本計画は、10年間のまちづくり目標を定めた基本構想に基づいて策定するものであり、この5年間の取り組みの状況等を踏まえて前期基本計画を見直していく。

### ●まちづくり町民会議の流れ

第1回町民会議	・オリエンテーション ・嘉手納町の特性・課題出し
第2回～第3回町民会議	・グループのテーマに即した検討 ・特性・課題の追加、対応策の検討
	・町内視察
第4回～第5回町民会議	・グループのテーマに即した施策内容の確認・検討 ※各種基礎調査結果及び3回目までの町民会議内容を受け、事務局側で作成した文案たたき台の確認・検討

## 6. 用語解説

### あ行

#### ▼ICT (P93、P95、P107)

「Information and Communication Technology」の略で、『情報通信技術』と訳される。日本では主に「IT」が使用されているが、国際的には「ICT」がよく用いられる。

#### ▼預かり保育 (P54、P56)

幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に園児を預かる事業。

#### ▼移動支援事業 (P38)

移動が困難な障害者(児)が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行うもの。

#### ▼AED (P82)

自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator) の略称で、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態 (心室細動) になった心臓に対して、心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻すための医療機器。

#### ▼エコツアー (P92)

自然に触れながら、そこに生きる動植物の生態を学ぶことや、自然を大切にしようという気持ちを育てることなどを目的に行われるレクリエーションなどをいう。

#### ▼エコドライブ (P79)

発進の際におだやかにアクセルを踏み込むことや、早めのアクセルオフなどにより燃費を向上させる環境と家計にやさしい運転方法。

#### ▼エコライフ (P76、P77)

省エネルギーや廃棄物の削減、リサイクルの推進など、環境保全に配慮した日常生活のこと。

#### ▼NPO (P5、P14、P102、P103)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法 (NPO法) に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

#### ▼オープンスペース (P11、P75)

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

### か行

#### ▼核家族 (P28、P39、P54)

一組の夫婦と未婚の子から成る家族のこと。

#### ▼草木回収によるチップ化事業 (P76、P77)

樹木等の剪定枝葉を破砕処理 (チップ化) し、堆肥として利用する事業。

#### ▼グラフィックス (P95)

コンピュータを用いて画像を作成したり、処理したりすること。または、そのような技術

で作成された画像のこと。

#### ▼ケアマネジメント (P43)

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

#### ▼ゲートキーパー (P50)

内閣府が主導する自殺防止活動の一つ。職場・学校や家庭などで自殺の兆候がみられる

人に対し、声をかけて話を聞いたり、専門家を紹介したりして悩みを軽減してもらおうというもの。また、その役割を担う人。

#### ▼権利擁護事業（P30）

認知症や知的障害等で判断能力が不十分のため、自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な方に代わって、その権利やニーズ表明を行ったり、人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

▼子ども・子育て支援新制度（P34、P54）  
平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。

#### ▼こんにちは赤ちゃん事業（P35）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行うもの。

## さ行

#### ▼災害時要援護者（P19、P30、P82、P84）

災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るための一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者（児）、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられている。

#### ▼3R（P21、P76、P77）

廃棄物の抑制（リデュース）、資源・製品の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を順に行うこと。

#### ▼三連協（P108）

嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（沖縄市・嘉手納町・北谷町）

#### ▼事務事業評価（P107）

限られた予算や職員の労働力の有効活用を図るため、事業（仕事）の目的や手段をはっきりさせ、事業目的の達成状況や費用等を点検・評価し、より効果的・効率的な行政運営につなげていくもの。

#### ▼障害者権利条約（P36）

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措

置等について定める条約のこと。

#### ▼情報リテラシー（P94、P95）

体験やメディアを通じて得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能の集合のこと。）

#### ▼食育（P34、P48、P50、P51）

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

#### ▼スポーツコンベンション（P93）

スポーツを通して、人を中心とした物や知識、情報などの交流を目的とした交流のこと。

#### ▼生活困窮者支援制度（P44）

平成25年12月に成立した「生活困窮者自立支援法」に基づいて実施されることとなる生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しの総称。

#### ▼生活習慣病（P8、P41、P43、P48、P50）

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。

#### ▼セキュリティポリシー（P107）

情報セキュリティに関する基本方針。広義には、セキュリティ対策基準や個別具体的な実施手順などを含む。

#### ▼成年後見制度（P30）

判断能力（事理弁識能力）の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度のこと。

### た行

#### ▼太陽の家（P84）

犯罪に巻き込まれそうになった子どもたちの一時保護および110番通報並びに学校、保護者への連絡や、児童保護のために必要と認められる各種情報の提供を行う。

#### ▼タブレット（P93）

錠剤、平板、銘板、メモ帳などの意味を持つ英単語。ITの世界では小型の板状の装置や部品のことをタブレットと呼び、単にタブレットといった場合にはペンタブレットやタブレット端末、タブレットPCのことを指すことが多い。

#### ▼男女共同参画社会（P104）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

#### ▼地産地消（P13、P89）

「地域生産地域消費」、「地元生産地元消費」などの略。その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その

考え方や運動。

#### ▼超高齢化社会（P39）

65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。

#### ▼DV（P30）

ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略で、同居関係にある配偶者や内縁関係、両親・子・兄弟・親戚等の家族から受ける家庭内暴力。近年では、「デートDV」等、家庭の枠を出てカップルの一方が他方を暴力的な力で支配する状態もあらわすようになっている。

#### ▼ティーム・ティーチング（P56）

数名の教師がチームを作り、複数学級の生徒を弾力的にグループ分けしながら行う授業の形態。

#### ▼デジタルサイネージ（P93）

屋外や店頭などに設置された液晶ディスプレイなどの映像表示装置。近くにいる人や通りすがりの人に案内情報や広告などを表示する装置で、看板やポスターなどを電子化したもの。

### な行

#### ▼ニュースポーツ（P61、P63）

気軽にゲームができ、適度な運動量があって、しかも楽しむことができるようにしたスポー

ツであり、代表的なものとしてゲートボール、パタンク、グラウンド・ゴルフなどがあげられる。

▼ノーカーデー（P79）  
特定の日にちや曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーンないしはキャッチフレーズ。自動車交通量の総量を規制する方策の

ひとつとして、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を期待して実施される。

## は行

▼ハイブリットカー（P79）  
複数の動力源を用いて走行する自動車。

▼ハザードマップ（P84）  
洪水、津波等の自然災害に対して、被害が予想される区域及び避難地・避難路等が記載されている地図。

▼パブリックコメント（P103）  
行政計画や方針等について、その決定前に市民からの意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きのこと。

▼バリアフリー化（P38、P96、P97）  
障害者や高齢者等が生活する上で妨げとなる障壁（バリア）を取り除いていくこと。

▼病児保育（P35）  
風邪や発熱など（保育所では預かってもらえない）軽度の突発的な状況で子どもを預かり、

ケアすること。

▼ファミリーサポートセンター事業（P31、P35）  
おねがい・まかせて会員の相互援助活動（既存の保育施設では対応できない一時的・臨時的な保育ニーズ）の支援を行うもの。

▼複数年保育（P54、P56）  
幼稚園について5歳児だけでなく、3歳児・4歳児から保育を行うこと。

▼ブックスタート事業（P58、P60）  
0歳児と保護者の方を対象に絵本を配布し、さらに読み聞かせの大切さを伝える事業。

▼ポケットパーク（P75）  
ポケットほどの小さな公園の意味で、都市生活の中で潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間のこと。

## ま行

▼マッピングシステム（P80）  
コンピュータを利用して地図や図面を扱うシステムで、多くの応用機能も開発されつつある。水道、ガス事業では図面管理のほか管網計算、管路設計、設備管理統計資料作成等多くの業務で利用されている。

▼マルチメディア（P1、P94、P95）  
デジタル化された映像・音声・文字データなどを組み合わせた総合的なメディア。

▼ミニデイサービス（P19、P41、P42）  
在宅の虚弱高齢者、単身生活高齢者、家にとじこもりがちな高齢者等の生きがいの創出、

社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ることを目的として、当該高齢者に対し、歌やレクリエーション等の活動をおこなうもの。

▼黙認耕作地（P88）  
在日米軍が接収した軍用地内でありながら、地権者による土地の工作が黙認されている土地。

▼モータリゼーション（P90、P99）  
自動車が生活必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

## や行

### ▼屋良ムルチ伝説（P93）

比謝川の上流、嘉手納町と沖縄市の境にある屋良ムルチと呼ばれる池に伝わる大蛇伝説。

### ▼ユニバーサルデザイン（P7、P38、P58）

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害、能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デ

ザイン）をいう。

### ▼要介護状態（P39、P41）

身体または精神上的の障害により入浴・排泄・食事など日常生活の基本的な動作について継続して介護を必要とし、要介護認定の要介護1から5のいずれかに該当する状態。

## ら行

### ▼ライフスタイル（P48、P90）

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

### ▼ライフステージ（P9、P26、P36）

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

### ▼レセプト点検（P47）

病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行する診療報酬請求明細書の通称。

### ▼老人福祉助成制度（P42）

寝たきり老人及び認知症老人に対し、医療保険外負担となっているおむつ代の一部助成として、予算の範囲内において老人福祉助成金を支給することにより、寝たきり老人等の福祉の増進及び経済的軽減を図ることを目的とする制度のこと。

### ▼6次産業（P89）

農業（1次産業）と加工（2次産業）や販売（3次産業）を融合させて、農業を核とした新たな産業をつくり、農業者の所得を増やそうとする試みのこと。

## わ行

### ▼Wi-Fi（P93）

無線LANでインターネットに接続すること。

### ▼ワークショップ（P102、P103）

参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験するなど、参加体験型、双方向性のグループ学習。

---

第4次嘉手納町総合計画

後期基本計画

ひと、みらい輝く交流のまち かでな



発行：嘉手納町役場 企画財政課

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地

電話（098）956-1111（代表）

---